

佐伯市子宝支援事業

佐伯市では、不妊治療に係る費用を助成しています

対象者	対象となる費用	助成額
◇不妊治療を開始した日の1年以上前から佐伯市民であり、申請日から1年以上本市に居住予定である夫婦。 ◇市税の滞納がない夫婦。	不妊治療の要した自己負担額の一部。 ※夫婦間の治療に限ります。 ※入院費、食事代等不妊治療に直接関係のない費用は除く。 ※保険適用の不妊治療については、高額療養費や付加給付等を除く。	1組の夫婦に対し1年度につき上限20万円 ※助成回数の制限はありません

※年齢制限、所得制限はありません。

1. 申請に必要な書類について

- 佐伯市子宝支援事業助成金給付申請兼請求書
- 医療実施証明書
- 薬剤内訳証明書
- 不妊治療に係る領収書と診療明細書の写し
- 佐伯市子宝支援事業助成金給付申請に係る同意書
- 大分県の助成を受けた方は、給付決定通知書の写し
- 高額療養費または付加給付等を受けた場合は、支給決定通知書の写し
*限度額認定証（持っている方）
- 暴力団関係者でない旨の誓約書
- 振込先口座確認書類（通帳等）
- 印鑑（浸透印は使用できません）

2. 申請期間について

- 1回の不妊治療ごとに、当該不妊治療が終了した日の翌日から起算して1年以内とします。
ただし、当該申請期限内に複数回の不妊治療を行ったときは、各申請期限内である場合に限り、複数回の不妊治療費に係る申請を一申請で行う事ができます。

3. 申請方法について

- 事前にご連絡の上、必要書類をそろえて、佐伯市健康増進課へ提出します。
 - 給付を決定した方には、佐伯市子宝支援事業助成金給付決定及び額の確定通知書を交付します。後日、指定の口座にお振込みします。
- ※大分県の助成事業に該当する場合は、優先的に活用してください。

お願い
浸透印（シャチハタ等）、消えるボールペン（フリクション等）は使用できません

【問合せ】 佐伯市健康増進課 健康医療推進係 Tel 23-4500

向島1丁目3番8号（佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内 1階）

• 先進医療について…大分県南部保健所 Tel 22-0562

• 不妊検査費について…大分県こども未来課 Tel 097-506-2718